

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	高尾看護専門学校
設置者名	学校法人高尾学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	9単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

実務経験のある教員等による授業科目の一覧表 高尾看護専門学校 教務室にて閲覧
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	高尾看護専門学校
設置者名	学校法人高尾学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

理事名簿 学校法人高尾学園事務所にて閲覧
-------------------------

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	医師	令和5年3月 10日～令和7 年3月9日	医療機関での現場 経験 学内講義
非常勤	弁護士	令和5年3月 10日～令和7 年3月9日	法務全般
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	高尾看護専門学校
設置者名	学校法人高尾学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1. 授業計画作成過程 自己点検・自己評価の結果や学生の授業評価を受け、授業科目の設定、方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準について見直し教育課程編成委員会を経て、各教科の科目担当教員と連携し作成を行っている。</p> <p>2. 作成時期 翌年度の授業計画は、12月～1月に各教科の科目担当教員が作成し、第三者チェックを経たのち、1冊にまとめ4月に学生に配布する。 また、教員・学生以外への公表をホームページ上にて行う。</p>	
授業計画書の公表方法	シラバス：高尾看護専門学校 教務室にて閲覧、ホームページにて公表 <a href="https://takaogakuen.tnksf.jp/information-disclosure/">https://takaogakuen.tnksf.jp/information-disclosure/</a>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学則および履修規定において、授業科目の履修、成績評価、単位修得の認定、卒業について規定している。</p> <p>成績評価を受けることができる学生は、講義の出席時間が講義時間の3分の2以上に達した者に与えられる。成績の評価は、優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)とし、可以上を合格とし、不合格の場合は、再試験を受けることができる。また、疾病、忌引き、その他やむを得ない事由により受験できなかった者は、追試験を1回に限り受けることができる。臨地実習の場合には出席時間が実習科目の3分の2以上に達した者が評価を受けることができ、実習時間を満たしていない場合、再実習を受けることができる。</p> <p>単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の出席状況と当該科目の評価により行い、毎年1月、3月に運営会議を開催し運営委員会で審議する。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学業成績は、授業科目ごとに行う試験(定期試験、実技試験等)によって評価される。</p> <p>本校では各授業科目の評価を 100 点満点基準として、60 点以上を合格としている。合格者の中でも、80 点以上を 優、70 点以上 80 点未満を 良、60 点以上 70 点未満を 可として、成績が通知されている。</p> <p>成績分布の表し方は、履修科目の成績評価を点数化して全科目の合計点の平均を算出している。</p> <p>(個人の総合点÷科目数) = 個人の平均点…④</p> <p>④を指標の数値とし、優 (80 点以上)、良 (70～79 点)、可 (60～69 点)、不可 (60 点未満) に分類し、成績の分布状況を把握している。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>評価規程：高尾看護専門学校教務室にて閲覧</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業については、本学校に 3 年以上在学し、所定の全授業科目および実習の単位の認定を受けた者について 1 月の運営会議の決定に基づき、学校長が決定する。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>履修規程：高尾看護専門学校 教務室にて閲覧</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	高尾看護専門学校
設置者名	学校法人高尾学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	財務書類 学校法人高尾学園事務所にて閲覧
収支計算書又は損益計算書	財務書類 学校法人高尾学園事務所にて閲覧
財産目録	財務書類 学校法人高尾学園事務所にて閲覧
事業報告書	財務書類 学校法人高尾学園事務所にて閲覧
監事による監査報告（書）	財務書類 学校法人高尾学園事務所にて閲覧

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3095 単位時間／104 単位	81 単位時 間/単位	59 単位時 間/単位	23 単位時 間/単位	0 単位時 間/単位	4 単位時 間/単位
			167 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		84 人	0 人	8 人	55 人	63 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画作成過程 自己点検・自己評価の結果や学生の授業評価を受け、授業科目の設定、方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準について見直し教育課程編成委員会を経て、各教科の科目担当教員と連携し作成を行っている。
成績評価の基準・方法
（概要） 各授業科目の評価を100点満点基準として、60点以上を合格としている。合格者の中でも、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可とする
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業については、本学校に3年以上在学し、所定の全授業科目および実習の単位の認定を受けた者について1月の運営会議の決定に基づき、学校長が決定する
学修支援等
（概要） チューター面接およびスクールカウンセラーへの相談等を行なっている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
32人 (100%)	0人 ( 0%)	31人 (96.9%)	1人 ( 3.1%)
(主な就職、業界等) 病院、クリニック等			
(就職指導内容) 就職ガイダンスを実施し、就職支援や指導を行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験 26 名合格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
106人	1人	0.9%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
( (中退防止・中退者支援のための取組) チューター面接、スクールカウンセリングの実施 学年担当教員の日々のサポート		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	300,000 円	500,000 円	施設維持費 200,000 円 実習費 300,000 円	施設維持費、実習費は 3年間分
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己評価：高尾看護専門学校 教務室にて閲覧
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価の体制について 評価委員の構成は、企業、保護者、卒業生からの選出とする。 また、評価委員の定数は2名以上とする。 看護師養成所の教育活動に関する自己評価指針に基づき、高尾看護専門学校の自己評価表を用いて自己評価を行う。その結果を踏まえ、学校関係者に対して取り組み項目を中心に説明し評価を受ける。 評価内容は以下のとおり 1. 評価内容 1) 教育理念・教育目的 2) 教育目標 3) 教育課程経営 4) 教授・学習・評価過程 5) 経営・管理過程 6) 入学 7) 卒業・就業・進学 8) 地域社会／国際交流 9) 教職員の育成 10) その他 (学校長が必要と認めるもの) 評価結果の活用方法 評価結果は、委員長である学校長を責任者として、学校教育の質保証・向上に関する一層の取り組みに活かしていく。学校関係者評価を受けて、3月の運営会議において次年度の重点目標の設定と方策を明確にし、新年度からの取り組みに活かしていく。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
医療法人 好古堂 すむのさと高尾病院	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	卒業生
学校法人高尾学園 本部職員	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価：高尾看護専門学校 教務室にて閲覧		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 <a href="https://takaogakuen.tmksf.jp">https://takaogakuen.tmksf.jp</a>
--



(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H140321600035
学校名 (〇〇大学 等)	高尾看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人高尾学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		- 人	- 人	- 人
内 訳	第Ⅰ区分	- 人	- 人	
	第Ⅱ区分	0 人	0 人	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
	第Ⅳ区分	0 人	0 人	
家計急変による支援対象者（年間）				- 人
合計（年間）				- 人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0 人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0 人	人	人
計	0 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。